

## 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給について

要介護・要支援認定を受けていて在宅で生活している方が、入浴や排泄等に用いる福祉用具を購入した場合、申請に基づき、居宅介護（予防）福祉用具購入費が支給されます。

### ◆特定福祉用具とは◆

- 腰掛便座 ○入浴補助用具 ○簡易浴槽
  - 自動排泄処理装置の交換可能部品 ○移動用リフトのつり具の部分
  - 排泄予測支援機器
- ※車いす、ベッド等は福祉用具貸与（レンタル）の対象であるため、福祉用具購入費の支給対象とはなりません。

### ◆支給限度基準額◆

福祉用具購入費は、領収日時点の利用者負担割合に応じて、支給限度基準額※の9割（8割・7割）を上限として支給されます。

※支給限度基準額は、同一年度（4月から翌年3月まで）で10万円です。1回の購入金額が10万円以下の場合、残額は同一年度内で利用できます。

※同一種目の用具の購入は支給対象にはなりません。ただし、身体状況に変化があった場合や、以前購入した福祉用具が破損した場合は対象となることがあります。

※申請をいただいてから審査を行うため、支給までには3か月程度かかります。

### ◆手続きの方法◆

飯田市役所 A 棟 1 階（A11）長寿支援課の窓口で申請してください。

#### 申請に必要なもの

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書【飯田市様式 6-10】
- ・ 購入した福祉用具のパフレットの写し
- ・ 領収証原本（後日返却します。）
- ・ 担当介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した「居宅サービス計画書」又は福祉用具専門相談員が作成した「特定福祉用具販売計画書」

※排泄予測支援機器を購入した場合は、併せて以下の書類が必要です。

- ・ 主治医意見書等の医学的な所見が確認できる書類
- ・ 排泄予測支援機器確認調書

### ◆福祉用具購入時の注意点◆

介護保険の福祉用具は、都道府県知事の指定を受けた販売店で購入をしてください。指定を受けていない販売店で購入した場合、購入費が支給されませんので、購入される際は介護支援専門員（ケアマネジャー）などにご相談ください。

### ◆お問い合わせ先◆

飯田市長寿支援課介護保険係 電話 0265-22-4511（内線 5763）